

小規模事業場の事業者・労働者の皆様へ

# 北多摩地域産業保健センターを ご存知ですか？

労働者50人未満の小規模事業場の事業主および、労働者の方を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導（産業医による健康相談）等の産業保健サービスを無料で提供しております。ぜひ、北多摩地域産業保健センターをご利用ください。



## 相談内容

### ①労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

- ◎健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、登録産業医または登録保健師が日常生活面での指導などを行います。
- ◎メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、登録産業医または登録保健師が相談・指導を行います。

### ②健康診断の結果についての医師からの意見聴取

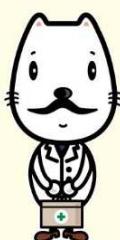
- ◎健康診断の結果で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について登録産業医からの意見を聞くことが出来ます。

### ③長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

- ◎時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、登録産業医が疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を行います。

### ④個別訪問による産業保健指導の実施

- ◎登録産業医、登録保健師、又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



## ご利用方法

各サービスのご利用にあたっては、**事前申し込み**が必要です。

- ◎中小企業の50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という）が優先されます。  
但し、当該企業名称に関わらず企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う総括産業医がいる小規模事業場は支援対象外といたします（平成31年4月より適用します）。
- ◎利用は、1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回までとし、継続的な相談等や医療行為を必要とする場合などについては、適切な外部機関を紹介するなど、一次的な相談として実施します。
- ◎まずは、お電話にてご相談ください。

**TEL 042-524-6135** (平日：午前10時～午後4時)

## 実施場所

### ①個別訪問：訪問事業場

原則水曜日：午後1時30～

### ②サテライト：登録医療機関

随時（日時調整あり）

### ③健康相談：北多摩地域産業保健センター

原則水曜日：午後1時30分～

## ご利用いただける地域

立川市・昭島市・府中市・小金井市・小平市  
東村山市・国分寺市・国立市・東大和市  
武蔵村山市 (立川労働基準監督署管轄内)